

K-Report

2016年3月1日発行
第6巻 第3号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612

目次

- 1. 改正情報
- 2. 労務管理の基礎知識
- 3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 傷病手当金・出産手当金の計算方法が変更 (平成28年4月~)

傷病手当金とは、被保険者が業務外の病気やケガによる療養のため仕事を休み、給与が受けられないと健健康保険が一定の所得保障を行うものです。1日につき被保険者の標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給される仕組みになっていますが、不正受給防止等の観点から、平成28年度より給付基礎となる標準報酬月額の決定方法が見直されることになりました。また、傷病手当金と同様の支給額決定方法が用いられている出産手当金も同様に見直されます。

【傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法】

◆平成28年3月31日までの支給金額

《1日あたりの金額》

$$\text{休んだ日の標準報酬月額} \div 30 \text{日} \times 2 / 3$$

◆平成28年4月1日からの支給金額

《1日あたりの金額》

$$\text{支給開始日以前の継続した12ヶ月の各月の標準報酬月額を平均した額} \div 30 \text{日} \times 2 / 3$$

(※)

支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです。

◎支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

次の①・②を比べて少ない方の額を使用して計算

① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

② 28万円（当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）

◎支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合

支給開始日以前の12ヶ月の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出

2. 労務管理の基礎知識



1ヵ月単位の変形労働時間制を採用した場合、割増賃金の支払いが必要となる時間外は以下のとおりです。

- ① 1日については、8時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は8時間を超えて労働した場合
- ② 1週間については、40時間を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は40時間を超えて労働した時間（①で時間外労働となる時間を除く）※特例措置対象事業場は44時間
- ③ 対象期間における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間（①又は②で時間外労働となる時間を除く）

■ いろいろな労働時間制度

【1】1ヵ月単位の変形労働時間制

1ヵ月以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間以内となるように労働日および労働日ごとの労働時間を設定することにより、労働時間が特定の日に8時間を超えて、特定の週に40時間を超えて労働することが可能になる制度です（特例措置対象事業場は44時間）。

例えば、月初は余裕があるが、月末締めで月末の1週間が忙しい場合などに導入すると、割増賃金の抑制に効果が期待できます。

◆制度を導入するには？

次の事項を定めて、労使協定を締結して労働基準監督署に届け出るか、就業規則などに定める必要があります。

- ① 対象労働者の範囲
- ② 対象期間および起算日
- ③ 労働日および労働日ごとの労働時間
- ④ 労使協定の有効期間

◆変形期間の法定労働時間の総枠

《計算式》 40時間 × 変形期間の暦日数 ÷ 7

（特例措置対象事業場は44時間）

3. 所長コラム

■ 国會議員の質



2014年度雇用均等基本調査によると、男性の育休取得率はわずか2.30%。前回の調査より0.27ポイント上昇したものの、男性の子育て参加は依然として厳しい状況のようです。ただ取得をするのではなく、どうすれば取得しやすい制度になるのか、密会に勤しまずにしっかり考えて頂きたいものです。

「男性の仕事と育児の両立支援制度を利用した子育てへの参加を促進するために、国會議員が育児休業を取得することで、男性が育児休業を取得できることを認知させる活動を推進すべきである」、なんていう国會議員がいます。衆院規則を改めて国會議員に育児休業制度を作り、男性国議員が育児休業を取得すれば、一般男性の育児休業の取得率が高まるという。休むことが範になるというのだ。これが政策といえるのか。

国議員は議会を欠席していても、歳費（歳費は給料と違う）その他を満額受け取ることができる。氏は「選挙区以外の事業所で活動をされている福祉団体等に歳費の33%分を寄付しようと検討」と述べている。「選挙区以外」としたのは、公職選挙法が議員に自分の選挙区内へ寄付するのを禁じているためだ。寄付を「33%」としたのは、育児休業給付金制度により給与の3分の2が最初の半年に支払われるから、これを控除した残りだという。そもそも、年間約2千2百万円の歳費と1千2百万円の文書通信交通滞在費（非課税）などを受け取る国議員と一般会社員を同列に扱うことは妥当ではない。

しかも、その国議員が妻の出産中に不倫しているという報道まで…、永遠に休業しとれ！！